

通達甲備第14号

令和4年3月28日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察災害派遣隊設置要綱の改正について

大規模災害発生時における茨城県警察災害派遣隊の運用については、茨城県警察災害派遣隊設置要綱（平成25年5月28日付け通達甲備第32号別添）により実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたので、遺漏のないようにされたい。

なお、茨城県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（平成25年5月28日付け通達甲備第32号）は、廃止する。

記

改正点

避難所等の訪問を通じた防犯指導活動を追加するなど、特別生活安全部隊の活動内容を変更した。

## 別添

### 茨城県警察災害派遣隊設置要綱

#### 1 目的

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する部隊として、茨城県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）を設置し、都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助により災害警察活動を効果的に行うことを目的とする。

#### 2 用語の定義

(1) 大規模災害

自然現象、事故等により発生する大規模な災害をいう。

(2) 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合をいう。

(3) 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

(4) 派遣先警察

災害派遣隊の派遣先を管轄する都道府県警察をいう。

(5) 即応部隊

災害派遣隊のうち、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊をいう。

(6) 一般部隊

災害派遣隊のうち、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊をいう。

#### 3 任務

災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

(1) 情報の収集及び連絡

(2) 避難誘導

(3) 救出救助

(4) 検視等業務及び身元確認の支援

(5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導

(6) 行方不明者の捜索

- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、派遣先警察の長が特に指示する活動

#### 4 編成

##### (1) 即応部隊

###### ア 部隊及び活動

即応部隊は、次の(ア)から(オ)までに掲げる部隊をもって編成し、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる活動を行う。

###### (ア) 広域緊急援助隊（警備部隊）

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

###### (イ) 広域緊急援助隊（交通部隊）

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他の被災地等における交通警察活動

###### (ウ) 広域緊急援助隊（刑事部隊）

遺体安置所等における検視等業務

###### (エ) 広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

###### (オ) 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察の長が特に指示する活動

###### イ 隊員

茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察職員をもってア(ア)から(オ)までに掲げる部隊を編成する。

##### (2) 一般部隊

###### ア 部隊及び活動

一般部隊は、次の(ア)から(カ)までに掲げる部隊をもって編成し、それぞれ(ア)から(カ)までに掲げる活動を行う。

###### (ア) 特別警備部隊

行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察の長が特に指示する活動

(イ) 特別生活安全部隊

避難所等の訪問を通じた相談活動及び防犯指導活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理

(ウ) 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒及び警ら、活動現場における広報等

(エ) 特別機動捜査部隊

事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動

(オ) 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

(カ) 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

イ 隊員

本部長は、警察職員をもってア(ア)から(カ)までに掲げる部隊を編成する。

5 運用

(1) 指揮等

ア 指揮

災害派遣隊の隊員は、派遣先警察の長の指揮を受け活動する。

イ 関東管区警察局との調整

警備部警備課長は、災害派遣隊の派遣先警察での活動等について関東管区警察局と必要な調整を行う。

(2) 即応部隊の自活

即応部隊を構成する部隊は、原則として、派遣先警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく、自らが用意した食糧、飲料水等により自活して活動する。

6 細目的事項

本要綱に定めるもののほか、災害派遣隊の編成、運用上の留意事項その他の細目的事項については、別に定める。